

新型コロナウイルス感染症の拡大予防に伴う
郵送による申請の受付及び手数料が必要な申請のフロー等について

新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言は5月21日付けで解除されましたが、引き続き、感染拡大を予防する必要があることから、住宅政策課が所管する事務に係る下記の申請等関係書類について、緊急事態措置を実施すべき期間以降も当面の間、郵送による受付、交付等を行うことができることといたします。

なお、手数料の要する申請を郵送により行う場合は、事前に住宅政策課へご連絡いただきますようお願いいたします。

記

【申請等関係書類】

- 1 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に係る申請書等
- 2 都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物新築等計画認定に係る申請書等

【申請者等が郵送による交付や返却を希望する場合に必要なもの等】

○申請に必要なもの

- (1) 認定申請書一式(正本・副本)(代理人による申請の場合は委任状含む)
- (2) 認定申請手数料納付書の送付用封筒(切手貼付)
- (3) 認定通知書及び認定申請書(副本)の返送用封筒(切手貼付)

○留意事項

- (1) 送料は申請者等の負担とする。
- (2) 封筒は、あらかじめ宛先を記入し、信書を送ることができるものとする。
- (3) 封筒の大きさは、納付書送付用は長3サイズ以上、副本等返送用は、確実に収めることが確認できたサイズとすること。
- (4) 汚損、未着等の郵送事故に関して、本市は責任を負わない。
- (5) 郵送に時間を要することもあるため、工事着手等時間的余裕をもった申請とすること。

郵便法第4条第4項の規定により、同条第2項の規定に違反して信書の送達を業とする者に信書の送達を委託することなどはできません。

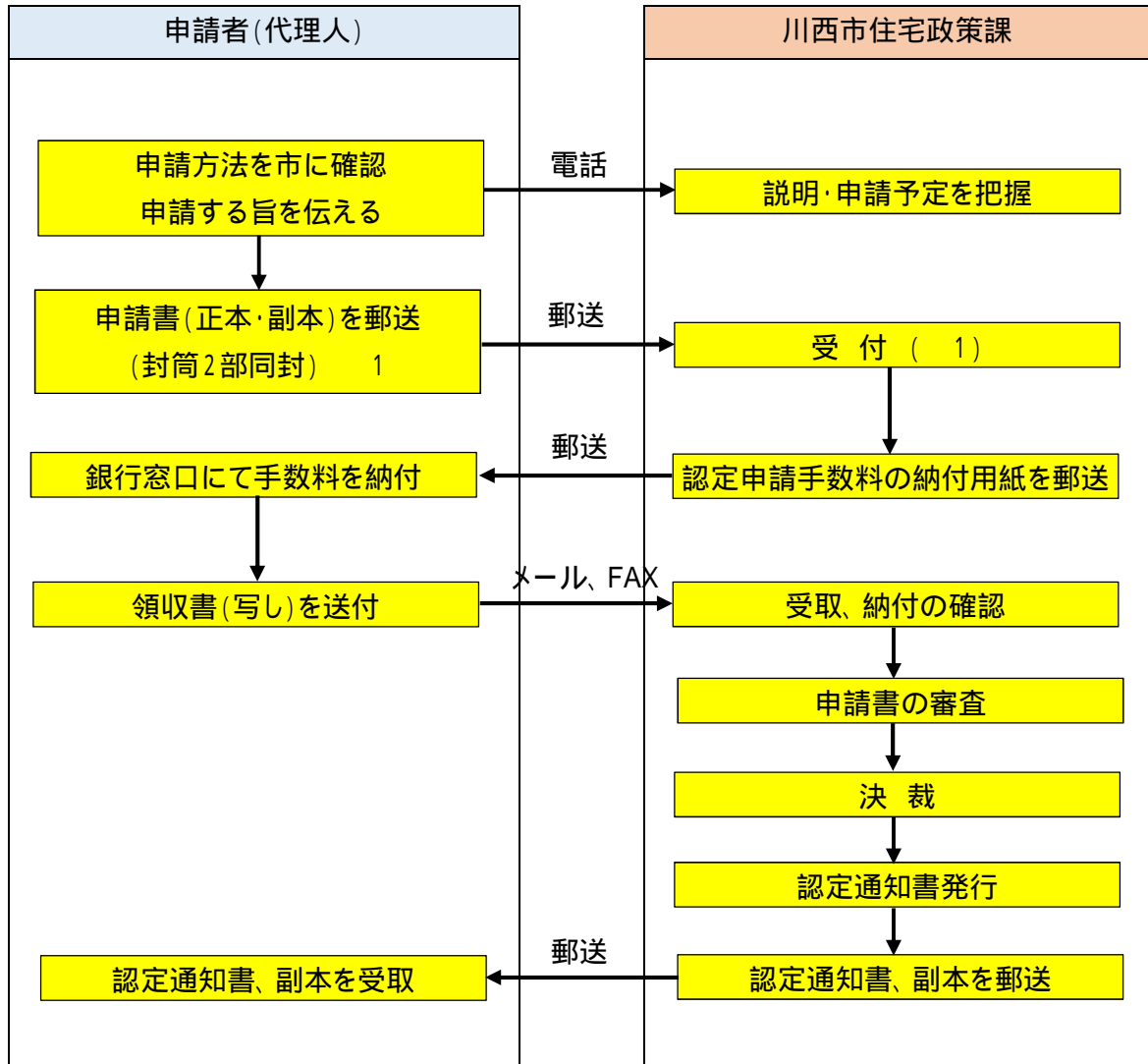
【お問い合わせ・申し込み先】

〒666-8501 兵庫県川西市中央町12番1号

川西市 都市政策部 住宅政策課 長期優良住宅担当

TEL:072-740-1205 FAX:072-740-1317 メール:kawa0207@city.kawanishi.lg.jp

(例) 郵送による認定申請手続きの流れ



1

- 申請日は、発送日を記入してください。
- 受付日は、手数料の納付をした日とします。(申請書の発送日ではありません。)
- 認定申請は、必ず工事着手前までに行う必要があります。
- 郵送に日数を要することもあるため、日数には余裕を持たせてください。
- 宛先が記入された封筒等(切手貼付)を次のとおり、各1部ご用意ください。
 - ・納付書送付用:長3サイズ以上
 - ・副本等返送用:信書便の取扱いができ、配達記録等が残るレターパック等